

② 被害少年の保護

● 被害少年への支援活動

心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、少年は大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

こうした精神的ダメージにより、問題行動に走るなど、被害少年の健全な育成に支障を来すおそれがあります。

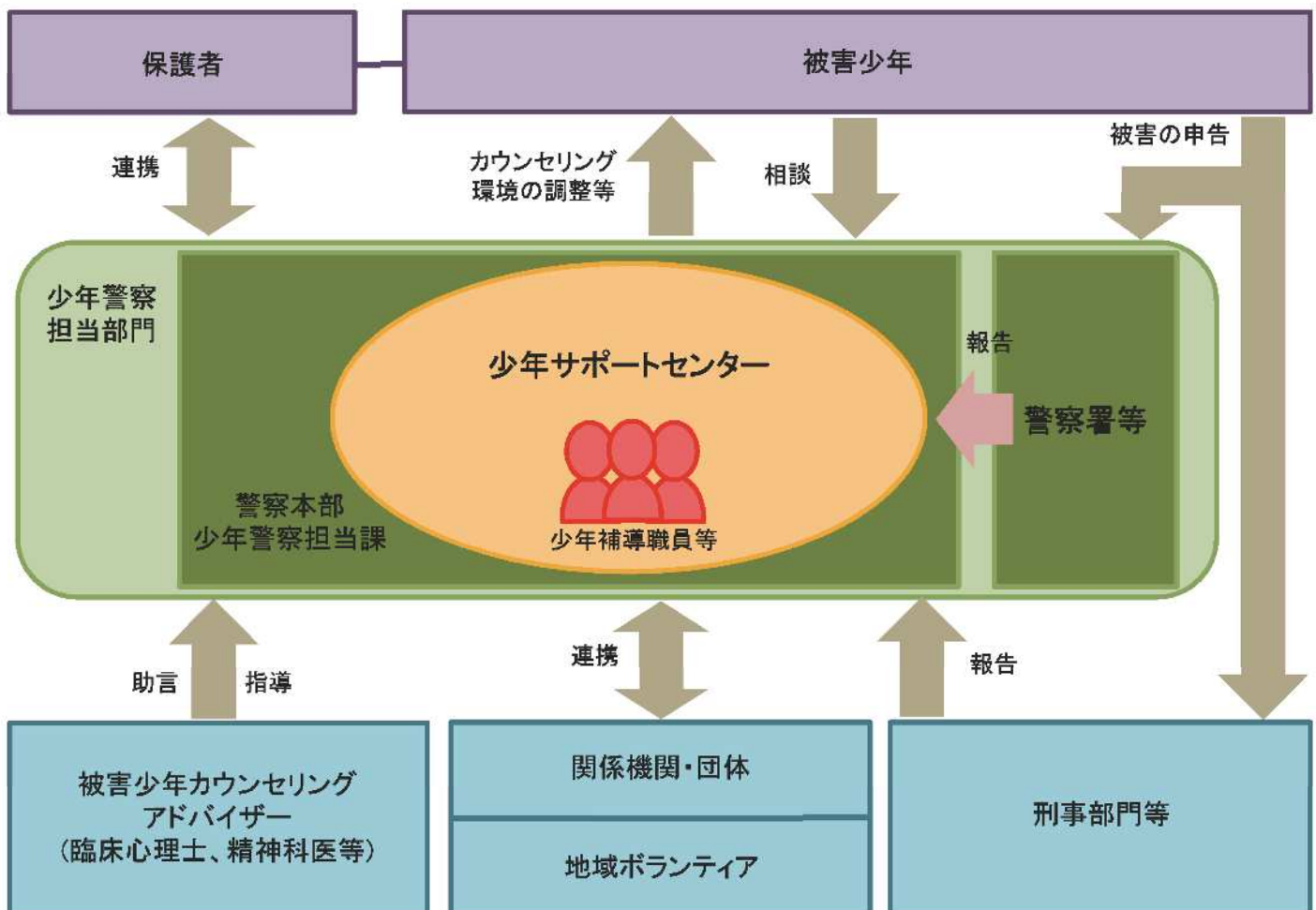
警察では、少年の特性に配慮しながら、犯罪等の被害を受けた少年(被害少年)の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

専門職員等による 継続的な支援活動

少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な指導・助言に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っています。

こうした活動では、専門的な知識・技能を有する少年補導職員が中心的な担い手となっています。

また、臨床心理士、精神科医等の部外専門家に「被害少年カウンセリングアドバイザー」を委嘱し、支援を行うに当たって助言を受けながら活動しています。



少年相談窓口の充実

被害少年の悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応するため、各都道府県警察において、少年相談のための専用の窓口を設け、面接相談等を受け付けています。また、相談者がより利用しやすいように、「ヤングテレホンコーナー」等の名称の電話による相談窓口を設けたり、ファックスやメールでの相談の受理等を進めたりしています。

被害少年やその保護者等から相談があった場合には、内容に応じ助言その他の援助が行われ、継続的な支援が必要なものについては、支援担当者に引き継がれます。

また、他の機関において取り扱うことが適当と認められる場合には、当該機関への引継ぎを確実にを行っています。

面接は、できる限り他人の目に触れず、話し声が聞こえないような、相談者が落ち着ける少年相談室等で行われます。

相談担当者は、相談者が安心して自ら話せるように配慮し、また、相談者の年齢、性別、性格等に応じ、分かりやすい言葉で指導・助言を行います。

このように、相談や支援の担当者は、被害少年の支援に当たり、その心情に対して十分に配慮するとともに、秘密を保持しますので、安心して相談することができます。

また、警察庁では、被害少年等が容易に相談できるよう、相談内容等に応じた相談窓口を案内するウェブサイトを構築し、警察庁ウェブサイトにおいて公開しています。



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>

少年サポートセンター

被害少年の支援は、それぞれのケースについて息の長い取組が必要です。

そこで、警察では、少年補導職員を中心とする少年問題の専門組織である「少年サポートセンター」を全ての都道府県警察に設置して、よりよい支援活動を実施するための組織的な取組に努めています。

少年サポートセンターを設けるに当たっては、少年や保護者等に心理的圧迫を与えないよう、警察施設以外の場所への設置を進めており、警察施設に設置する場合でも専用の出入口や専用の相談室を設けるなどの配慮を行っています。

少年サポートセンターは、都道府県警察本部所在地及び主要な都市を中心に設置され、被害少年やその保護者等に対する支援活動を行うとともに、さまざまな角度から被害少年の立ち直りのための支援を行うため、学校や児童相談所等の関係機関やボランティアとのネットワークづくりにも取り組んでいます。



少年用カウンセリングルーム



② 被害少年の保護

● 児童虐待への対応

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、警察では、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先にした対応を行っています。

早期発見と通告

早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、確実に児童相談所に通告しています。

児童の安全の確認及び安全の確保

児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、児童の安全を直接確認し、児童相談所に立入調査や一時保護の対応を働き掛けたり、迅速かつ的確に事件化措置を講じたりするなど、被害児童の安全の確保を最優先とした対応に努めています。

援助要請への対応

児童相談所長等から警察署長への援助が要請された場合は、対応の方法、役割分担等を協議し、事案に即した適切な援助を実施しています。

児童の支援

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、専門職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導・助言などを実施しています。

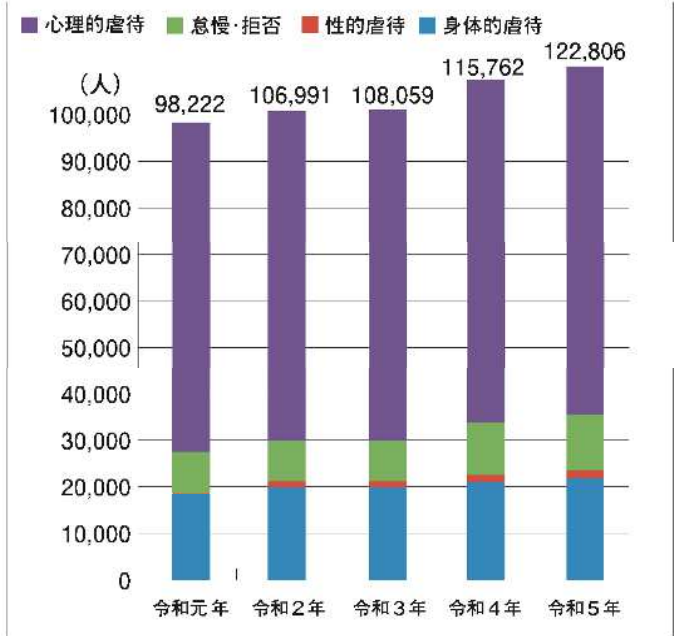
迅速かつ的確な事件化

事件として取り扱うべき事案については迅速かつ的確に事件化しています。

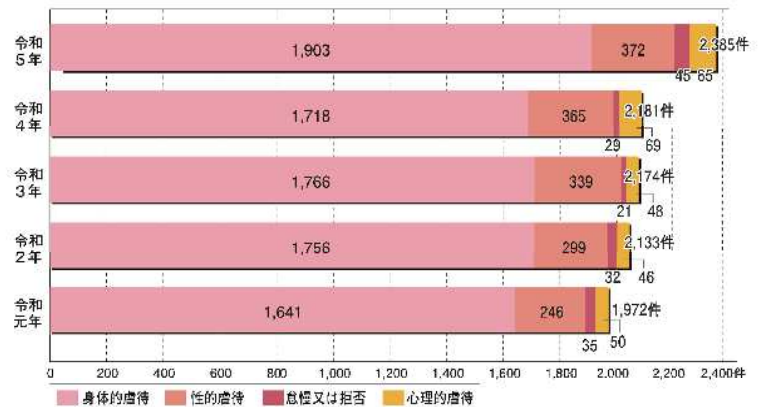
関係機関との連携強化

児童相談所をはじめ、保健医療機関、学校等の関係機関・団体と緊密に連携し、児童虐待の早期発見と被害児童の安全確保に努めています。

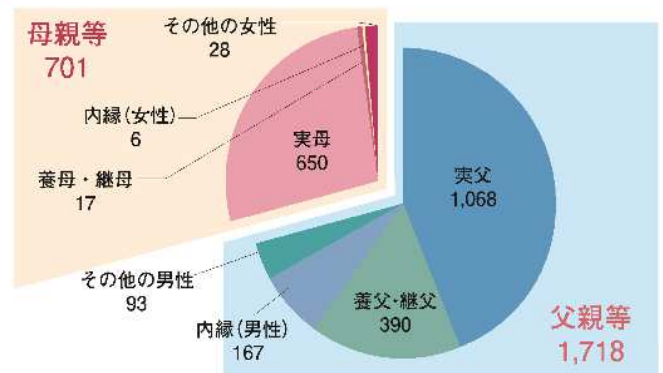
● 警察から児童相談所に通告した児童数の推移



● 児童虐待事件の検挙件数



● 加害者と被害者の関係(令和5年)



注：「その他の男性、女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者。